

令和9年度イノシシ等侵入防止柵設置事業要望調査について

〈問い合わせ〉農政課 林務整備係 ☎0967(67)2706



■国庫事業の概要

事業名	鳥獣被害防止総合対策交付金事業
事業主体	村鳥獣被害防止対策協議会が各地区の要望を取りまとめて、国に申請を行う
内容	ワイヤーメッシュ柵の設置に係る資材を耐用年数の期間無償貸与 ※自力施工(住民・農家参加型)による柵整備に限る ※設置・維持管理に係る人件費、作業道具、雑費等購入費は地元負担
条件	①受益戸数が3戸以上の計画であること ②耐用年数(14年間)の間、農地の耕作を維持し、侵入防止柵の管理が維持できるもの ③過去に取り組んできた国庫事業の受益地でないこと

村鳥獣被害防止対策協議会では、イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害を防止するため、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、本事業を実施しています。

令和9年度実施について、左記の「事業概要」をご確認のうえ、設置を希望される場合は、農政課林務整備係にご相談ください。



設置イメージ



■注意事項
今回の調査は、要望量を把握するための事前調査であり、事業の実施を保証するものではありません。

■申し込み期限
10月30日(金)

さくらねこ無料不妊手術について

〈問い合わせ〉住民課 環境定住係 ☎0967(67)2702



村では、飼い主のいない猫の増加による生活環境への影響を防ぎ、人と猫が共生できる地域づくりを進めるため、「さくらねこ無料不妊手術事業」を行っています。これは、公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」を活用し、飼い主のいない猫に対して無料で不妊去勢手術を行うものです。

※ただし、**飼い猫は対象外**です。

■「さくらねこ」とは

不妊去勢手術を受けた猫は、手術済みの目印として耳先が桜の花びらの形にカットされます。この猫たちを「さくらねこ」と呼びます。

■申請方法

希望される人は、事前に住民課環境定住係までご相談ください。また、交付申請書の提出が必要です。(申請には一定の条件があります。)

この取り組みは、猫への無責任な餌やりを推奨するものではありません。地域の理解と協力のもと、適切な管理を行いながら、飼い主のいない猫を減らしていくことを目的としています。

交付申請書や対象猫など、詳しくは村ホームページをご確認ください。



村HP

